

東大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例

東大阪市水道事業給水条例（平成 9 年東大阪市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「第 1 項」の次に「又は第 2 項」を加え、「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「指定給水装置工事事業者」の次に「又は非常時給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が前項の指定をした者（以下これらを「非常時給水装置工事事業者」という。）が給水装置工事を施行することができる。

第 8 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第 3 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 号中「第 7 条第 2 項の指定給水装置工事事業者」を「第 7 条第 3 項の規定による指定給水装置工事事業者等」に改める。

第 3 8 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東大阪市水道事業給水条例新旧対照表

新	旧
(工事の施行) 第 7 条 (略) <u>2 災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が前項の指定をした者（以下これらを「非常時給水装置工事事業者」という。）が給水装置工事を施行することができる。</u> <u>3 前 2 項の規定により、指定給水装置工事事業者又は非常時給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</u> <u>4 管理者は、第 1 項又は第 2 項の規定により指定給水装置工</u>	(工事の施行) 第 7 条 (略) <u>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</u> <u>3 管理者は、第 1 項の規定により指定給水装置工事事業者又</u>

事事業者等又は本市が給水装置工事を施行する場合において、必要があると認めたときは、第5条の規定により申込みを行った者に対し、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 (略)

2 管理者は、指定給水装置工事事業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 (略)

(手数料)

第34条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとし、申請者からこれを徴収する。

(1) ～ (3) (略)

(4) 第7条第3項の規定による指定給水装置工事事業者等の設計審査手数料 次のア又はイに掲げる工事の区分

は本市が給水装置工事を施行する場合において、必要があると認めたときは、第5条の規定により申込みを行った者に対し、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 (略)

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 (略)

(手数料)

第34条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとし、申請者からこれを徴収する。

(1) ～ (3) (略)

(4) 第7条第2項の指定給水装置工事事業者の設計審査手数料 次のア又はイに掲げる工事の区分に応じ、当該ア

に応じ、当該ア又はイに定める額。ただし、撤去のみの工事の場合は、3,000円

ア・イ (略)

(5) 第7条第3項の規定による指定給水装置工事事業者

等の工事検査手数料 次のアからウまでに掲げる工事箇所
の区分に応じ、当該アからウまでに定める額の合計額。

ただし、撤去のみの工事の場合は、3,000円

ア～ウ (略)

(6)～(13) (略)

2・3 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装

置工事事業者等の施行した給水装置工事に係るものでない

ときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2

第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な

又はイに定める額。ただし、撤去のみの工事の場合は、
3,000円

ア・イ (略)

(5) 第7条第2項の指定給水装置工事事業者の工事検査

手数料 次のアからウまでに掲げる工事箇所の区分に応
じ、当該アからウまでに定める額の合計額。ただし、撤去

のみの工事の場合は、3,000円

ア～ウ (略)

(6)～(13) (略)

2・3 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装

置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないと

きは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第

3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変

変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。